

機密性 2 可用性 1 完全性 1

平成 29 年度第 1 回桐友会連絡会会議録

平成 29 年 6 月 26 日

那覇地方法務局 3 階専用会議室

1 法務局からの協議・要望事項

(1) 法定相続情報証明制度について

【法務局】

相続登記促進のツールとして先月 29 日から新たにスタートした制度であるが、所有者不明土地問題や空き家対策とともに、骨太の方針 2017 において法定相続情報証明制度の利用拡大が明記されているところであり、両会においても積極的に活用されたい。

また、ブロック内においては、相続登記申請と一覧図の交付申出をセットで提出することとしている局もあるようである。当局の局長の意向でもあり、当局管内でも同様の取扱いができないか検討いただきたい。

【県司法書士会】

当会においても、相続登記を申請する際は常に一覧図交付の申出を行うようにしたいということで検討を始めているところである。

【県調査士会】

本制度の申出について、土地家屋調査士法に規定された職務に該当するかの疑問がある。調査士からの申出はできるか。

【法務局】

不動産登記規則において、戸籍法第 10 条の 2 第 3 項の有資格者は代理人となることが認められており、土地家屋調査士からの申出は可能である。

【県司法書士会】

当会においては、本年 8 月 5 日に法定相続証明制度の研修会を実施する予定で準備を進めているので報告する。

(2) オンライン申請の利用促進について

【法務局】

那覇局としては、本年度、オンライン利用率 70% 以上を目標として取

機密性 2 可用性 1 完全性 1

り組んでいる。両会においても、オンライン利用率向上に協力をお願いしたい。

なお、本年度末から来年度初め頃には「資格者代理人方式」の導入が予定されているし、何らかのインセンティブも可能性としては考えられる。今のうちからオンライン申請に慣れておいていただくのがいいのではないかと考えている。

【県司法書士会及び県調査士会】

了承

(3) いわゆる別送方式における登記原因証明情報の取扱いについて

【法務局】

先般、当職事務連絡を發出させていただいたが、その趣旨は、補正に関する基準を紙申請に合わせたものであり、却下・取下げの基準としてこれまでと何ら変わるものではないし、却下・取下げの基準が問題となるものではないことに留意いただきたい。もっとも、補正の質といった問題は別にあるので、両者を切り分けた上で検討していきたい。

【県司法書士会及び県調査士会】

了承

(4) 補正事件減少に向けた取組について

【法務局】

感覚としてはあるが、那覇局は非常に補正事件が多いと感じているし、職員からもそのような声が聞かれる。法務局OBといった特定の有資格者かもしれないが、補正対応に非常に多くの時間を割かれるため、職員の負担が非常に大きくなっている。法務局の定員削減が進められる中であって、補正対応が事務処理を圧迫している。これまでも補正事件の減少に向けたお願いをしてきたところではあるが、引き続き、会員に対する指導をお願いしたい。また、職員からは、委任状の添付がないまま登記申請がされ、補正を指示してもなかなか提出されないといったような事案が少なくないとの報告も受けている。資格者代理人の倫理の問題として対処していく必要もあるのではないかと考えている。県会としても検討をお願いしたい。

【県司法書士会及び県調査士会】

了承

機密性 2 可用性 1 完全性 1

(5) 登記相談の在り方について

【法務局】

個人的な感覚ではあるが、那覇局は資格者代理人からの登記相談が非常に多いのではないかと。他局では、まず県会において会員からの相談を受け、県会においても疑義のある事案に限って法務局へ照会していただくシステムを採っているところもある。補正事件と同様、資格者代理人からの登記相談対応に非常に多くの時間を取られている。今後、効率的な相談の在り方について、協議をお願いしたい。

【県司法書士会及び県調査士会】

了承

(6) 筆界特定申請における隣接地の相続人探索について

【法務局】

筆界特定申請事件に関して、申請後に判明した対象土地及び関係土地の相続人探索に苦慮しており、標準処理期間経過の要因ともなっている。土地家屋調査士は職務上請求ができるので、戸籍・除籍謄本等の添付をお願いしたい。

【県調査士会】

了承

(7) 所有者不明土地を隣接地とする土地の分筆等の登記等を可能とするための筆界特定手続について

【法務局】

処理期間を6か月から3か月に短縮する筆特活用スキームについては、平成29年4月から本格運用を開始する予定だったが、現在までのところ、試行事案の実績が少ないことから、実施要領における手続や申請代理人(土地家屋調査士)が提出する意見書様式の検証を十分に行うことができない状況にある。そこで、試行期間を延長し、平成29年度の早期に開始する予定である。

【県調査士会】

了承

(8) 不動産登記部門からの要望事項等について

【法務局】

機密性 2 可用性 1 完全性 1

管内登記所から両会に対する要望事項等が出されている。第2回の本連絡会の協議事項としたいので、事前に各会に提案することとしたい。

【県司法書士会及び県調査士会】

了承

(9) 法人登記部門からの要望事項について

【法務局】

別紙のとおり

【県司法書士会】

オンラインで登記事項を補正をする場合は、システムが変更されたことから、補正すべき部分だけではなく登記事項を送信してほしいとのことであったが、法務省の申請ソフトが更新されたときはホームページ等で案内するようにしてはどうか。また、申請人がどのようなソフトを使用しているか法務局で分かるのか。

【法務局】

法務局においては、申請人がどのようなソフトを使用しているかは分からないが、システムの変更に関しては、オンライン申請ソフトの話ではなく、登記情報システムの変更に係るものである。登記事項のうち、補正した部分のみを送信されても、当該データが当初のデータに自動的に反映されるものではないため、訂正部分を職員が手入力しなければならない。訂正箇所だけではなく、訂正後の登記事項全部を送信願いたい。

【県司法書士会】

了承

(10) 証明書等発行請求機の積極的利用について

【法務局】

本局に2台設置されているが、利用件数が少ないようであれば発行請求機を引き上げられることも考えられるので、窓口で証明書を請求される場合は、積極的に発行請求機を利用されたい。

【県司法書士会及び県調査士会】

了承

2 県司法書士会からの協議・要望事項

(1) 法定相続情報証明の運用の確認について

機密性 2 可用性 1 完全性 1

- 法務局による項番 1 - (1) の説明により了承
- (2) 平成 29 年 6 月 6 日付け不登法第 22 号首席登記官（不動産登記担当）
通知のオンライン申請取扱いに関する支部長との協議について
- 【県司法書士会】
オンライン申請を行った場合の補正事件についても、処理の順番は受付日の事件として処理するのか。
- 【法務局】
オンライン申請については、受付日の事件として処理する。
- (3) オンライン申請率について
法務局による項番 1 - (2) の説明により了承

3 県調査士会からの協議・要望事項

- (1) 合筆後の地積測量図の取扱いについて
法務局では合筆した土地の地積測量図は閉鎖し除却するとの説明を受けたという会員がいるが、合筆後の地積測量図の取扱いについて確認したい。
- 【法務局】
合筆登記が完了しても地積測量図の閉鎖はしない。合筆後の土地の地積測量図は文言付記されて関連付けされている。乙号窓口において個別に対応することになると思われるので、合筆前の地積測量図が必要である旨を申し出られたい。
- （参考）本局の乙号受託業者に確認したところ、「地積測量図の有無は表題部の記録を確認した上で対応しており、当該地番が合筆により閉鎖されていても、表題部の記録から地積測量図がある場合は、請求に応じている。管内乙号の対応も同様である。」旨の回答であった。
- (2) オンライン申請の申請書文字数制限について
- 【県調査士会】
建物表題登記申請書の所在欄に文字数制限があり、マンションの所在地番など所在欄だけでは文字数がオーバーして入力できず、原因日付欄に入力することがある。文字数の拡大を検討していただきたい。
- 【法務局】
所在欄への入力文字数に制限があるため、所在地番全部を入力できない

機密性 2 可用性 1 完全性 1

場合は、代表の敷地番のみを所在欄に入力し、他の敷地番はその他欄に入力することも可能である。文字数の拡大については、登記情報システムに関するものであるため、当局限りでは対応できないが、機会があれば要望していきたい。

4 公共嘱託登記土地家屋調査士協会からの連絡・協議

- (1) 平成 28 年度の中城村から読谷村にかけての基準点設置について、完了したので報告する。
- (2) 当協会は、那覇市の地籍調査事業も受託しているところ、法務局の 14 条地図作成作業に伴う資料収集に関しては、法務局も積極的に応じてくれるが、地籍調査事業に伴う資料収集についても協力をお願いしたい。

【法務局】

例年と同様、協力したい。

5 桐友会連絡会等の日程について

第 2 回桐友会連絡会 8 月 3 日 (木)

第 3 回桐友会連絡会 11 月 28 日 (火)

沖縄県桐友会 (全体会議) 平成 30 年 2 月 22 日 (木)

6 その他

特になし

要 望 事 項

法人登記部門

1 オンライン登記申請について

登記事務処理の迅速化のためにオンライン登記申請をお願いしたい。

オンライン登記申請が困難な場合は、登記事項をオンラインで提出する方法の利用をお願いしたい。

やむを得ず、登記すべき事項を別紙で記載される場合で登記事項が多い場合には、併せて登記すべき事項を入力したCD・DVDの添付をお願いしたい（登記完了後CD・DVDは返却可能）。

2 登記相談について

登記相談がある場合には、必ず相談票の提出をお願いしたい。

また、相談票には、相談者の意見・理由及びその意見に至った資料の添付をお願いしたい（添付等がない場合は相談に応じないこともある。）。

登記相談の回答については、法人登記部門で決裁の上行っているため、至急回答を求められても応じかねることもあるので了承願いたい。

3 株主リストについて

株主リストの様式については、できるだけ法務省のホームページに掲載されている定型のものを利用願いたい。（個々の判断で作成されると、当該記載内容での可否判断に時間を要する場合があります、事務処理が遅くなってしまうため。）

4 オンラインによる補正について

申請用総合ソフトで作成する補正書の様式が変更された。それに伴って補正書の作成については注意願いたい。

・「連絡事項」の欄には、補正内容の概要を記入する。

（例：補正連絡のありました登録免許税額と監査役の氏名を修正しました。）

・「補正後申請内容」の欄については、当該補正部分のみではなく、補正後の正しい申請書の全部（登記すべき事項も全部）を内容とするものでなければならない。

5 総数引受契約の注意

昨年5月1日に施行された改正会社法で、総数引受契約により譲渡制限株式を発行する場合には、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会議事録）又は定款及び定款の定めに応じた機関によって承認があつたことを証する書面の添付が必要となつたので、注意願いたい。

6 募集株式発行について

第三者割当てにより募集株式を発行する場合には、払込期日の前日まで割当ての通知が必要となっている（総数引受契約を除く）。

通常は、「募集事項決議」→「申込」→「割当」→（翌日以降）→「払込期日」の順番となり、「募集事項決議、申込、割当」と「払込期日」とを同日とすることはできないので注意願いたい。

7 清算終了登記申請について

株式会社の清算終了登記申請書に添付する決算報告書については、会社法施行規則第150条により記載事項が定められているので注意願いたい。

なお、株式会社以外の法人についても、記載事項が法定されている法人もあるので注意願いたい。

8 社会福祉法の一部改正について

平成29年4月1日から社会福祉法の一部改正が施行されることになった（施行時に存在する社会福祉法人については、経過措置が適用されることになるので注意を要する。）。

この改正により、社会福祉法人の機関や役員任期等について大幅な変更をきたすことになるので、社会福祉法人の設立及び変更登記申請については、役員任期や添付書類について注意願いたい。

また、定款変更について、4月1日を効力発生日としながらも、その前に登記申請される事案が散見されるので注意願いたい。